

大熊町 移住定住支援体制整備等委託業務
企画プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町では、「大熊町第二次復興計画改訂版」（平成31年3月）において、「避難先及び大熊町内での安定した生活」と「帰町を選択できるとともに、町外からも人が来なくなる環境づくり」という2つの計画理念に基づき各復興事業等を進めている。

当町のまちづくりにおいて、新規住民の獲得をしていくことも重要な課題であるため、帰還・移住等環境整備推進法人の指定を受けている一般社団法人おおくままちづくり公社と連携して移住定住施策等を実施していく計画であるが、町の大部分の避難指示が現在も継続していること等により他市町村に比べ復旧復興事業の負担が大きいなど、移住定住施策の企画検討や展開がマンパワー不足により実行できないと共に、知識、経験、ノウハウも圧倒的に不足している。

そこで、令和3年度では移住定住施策を推進する上での人材確保・育成など業務体制の整備を図るため、「大熊町移住定住支援体制整備等委託業務」（以下、「本業務」という。）を実施する。

2 業務内容

- (1) 対象業務 大熊町移住定住支援体制整備等委託業務
- (2) 仕様 別紙「大熊町移住定住支援体制整備等委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 委託契約の締結の日から、令和4年3月31日までの期間
- (4) 委託費の上限
金 13,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑦の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 地方公共団体から過去 2 年間において、移住定住関係の業務を受託した実績があること。

（2）実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 スケジュール及び様式一覧

（1）スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 3 年 6 月 10 日（木）
質問受付期限	令和 3 年 6 月 15 日（火）16:00 まで
質問回答	令和 3 年 6 月 18 日（金）
参加資格確認申請書提出期限	令和 3 年 6 月 22 日（火）16:00 まで
企画提案書提出期限	令和 3 年 6 月 28 日（月）16:00 まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 3 年 7 月 7 日（水） ※ただし、参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定した日時は別途通知する。
審査結果の通知	令和 3 年 7 月 9 日（金）

（2）様式一覧

様式番号	項目
様式第 1 号	質問書
様式第 2 号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書

様式第3号	会社概要
様式第4号	守秘義務誓約書
様式第5号	業務実施体制書
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和3年6月15日(火)16:00まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町役場生活支援課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大熊町移住定住支援体制整備等委託業務」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール：seikatushien@town.okuma.fukushima.jp (生活支援課宛)

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和3年6月18日(金)に大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。資格確認の結果について、後日町から通知を行う。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和3年6月22日(火)16:00まで(必着)

(2) 提出先 大熊町役場 生活支援課

(3) 提出書類

① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書(様式第2号)

② 会社概要(様式第3号)

③ 本要領3プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件⑦に示す業務実績を満たしていることを証する書類の写し

(4) 提出方法

予め提出日時を連絡のうえ、電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限 令和3年6月28日(月)16:00まで(必着)

(2) 提出先 大熊町役場 生活支援課

(3) 提出書類

- ① 企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格 A4 判とする）
- ② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）
- ③ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ④ 会社概要（様式第 3 号）と、直近 2 年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）
- ⑤ 守秘義務誓約書（様式第 4 号）
- ⑥ 業務実施体制書（様式第 5 号）
- ⑦ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- ⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の 3 ヶ月以内のもの）
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 6 号）

(4) 提出部数

- ・①～⑨につき、印刷 1 部及び PDF データ
- ・その他、審査委員会用の PDF データとして、①企画提案書、④会社概要（決算書類除く）及び⑥業務実施体制書について、社名、住所、電話番号、メールアドレス、個人名等の提案者の特定に繋がる情報を黒塗り等で消した上で、一つの PDF データに合体させたものを提出すること。（④、⑥、①の順とすること）

(5) 提出方法

予め提出日時を連絡のうえ、電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「大熊町移住定住支援体制整備等委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、以下のとおり作成すること。

なお本業務では、移住定住施策に対する一般的な知識・経験・ノウハウ等に加えて、大熊町の地域特性等を十分理解することが必要不可欠であるため、提案者は「大熊町第二次復興計画改訂版（平成 31 年 3 月）」を熟読した上で資料を作成すること。

※大熊町第二次復興計画改訂版は、大熊町公式ホームページに掲載されている。

(1) 提案内容

◆移住定住に関する施策や業務等に長けた人材の獲得

- ① 人材に求める業務やスキル等の洗い出しや整理
 - ・帰還困難区域を抱えていること、福島第一原子力発電所の廃炉作業、風評被害など多くの課題を抱える大熊町では、一般的な市町村の移住定住業務と比較

し困難が予想されるため、業務遂行に必要な人材のスキル等も高いレベルが要求される。その点も十分に踏まえた業務やスキル等の洗い出しや整理を行い提示すること。

② 採用要件や定義の検討及び整理

・前述で整理した人材に求める業務やスキル等を踏まえた採用要件や定義についてペルソナ設定を行うなどして、より具体的な人物像を提示すること。

③ 採用戦略の策定

・人材獲得のための具体的な手法や方法論を自社の実績等を踏まえた上で提案すること。

④ 書類選考や採用面接など

・大熊町等が行う書類選考や採用面接等について、人材に求めるスキル等が応募者にあるなどの見極め手法等について、民間的視点に基づき提示すること。

⑤ 採用後の研修や育成

・採用された人材が移住定住に関する業務に円滑に当たれるための育成手法等を具体的に提案すること。

◆移住定住に関する取り組み等の検討

① 推進体制の組織案

・移住定住施策は、役場内でも関係部署が多いと共に外部団体等との連携も必要となっていく。関係者の意識醸成、窓口等のワンストップ化、効果的なプロモーションなど踏まえた推進体制の組織案について提案すること。

※なお、大熊町の移住定住施策等については、一般社団法人おおくままちづくり公社と連携して推進していく。

② 事前調査等

・移住定住の推進に向け今後町が検討し実行をしていく各種事業等について、本年度から実施すべき事前調査など、提案者が必要と考える取り組み等について自由に提案をすること。

(2) 留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

町は本業務に関する審査委員会において提案内容を総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を特定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

本審査で特定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和3年7月7日（水）

※ただし、参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定した日時は別途通知する。

大熊町役場本庁舎 2階 大会議室

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は4名までとする。

② 審査所要時間

プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分程度を目安とする。

③ 評価基準

下記の項目に基づいて評価・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を特定する。
 ただし、審査員一人あたりの平均点数が25点を満たさない者は特定されない。
 なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

町は審査結果を速やかに参加者に通知する。なお、審査結果や選定内容による異議申し立ては受け付けない。

⑤ その他

- ・提案者が1社のみ場合においても、本審査を実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に記載のない新たな提案等を行わないこと。
- ・プレゼンテーションの際、提出者名、若しくは提出者名が類推できるおそれのある旨の発言はしないこと。
- ・新型コロナウイルスの感染状況により、本審査会をオンライン形式にて開催する可能性がある。その際の開催方法等については、別途通知する。
- ・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知をする。

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点
1. 業務体制 本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。		(10)
① 体制・計画	業務を期間内に実施する上で十分な体制、計画であるか。 専門性を有する人材を配置しているか。	5
② 実績	移住定住の施策等に関する実績があるか。	5
2. 移住定住に関する施策や業務等に長けた人材の獲得について		(25)
③ 業務やスキルの洗い出し等	大熊町が置かれている状況を十分に理解した上での、必要な業務やスキル等の洗い出しや整理が検討できているか。	5
④ 採用要件や定義	整理された人材に求める業務やスキル等に対して、整合性が図られた採用要件や定義となっており、且つペルソナ設定などにより具体的な人物像の検討ができていますか。	5
⑤ 採用戦略	移住定住業務に長けた人材の獲得に向けた採用戦略が、自社の実績等も踏まえつつ、具体的な手法や方法論等を示した上で検討できているか。	5

⑥	書類選考や採用面接	書類選考や採用面接時における応募者のスキル等を見極める手法等について、具体的に検討できているか。	5
⑦	育成手法	採用された人材が移住定住に関する業務に円滑に当たれるための研修や育成等について、効果的で独自の手法等が検討できているか。	5
3. 移住定住に関する取り組み等の検討			(15)
⑧	推進体制の組織案	移住定住について関係部署や外部団体等が多岐亘ることを理解した上で、効果的な推進体制の組織案が検討できているか。	5
⑨	事前調査等	提案者が必要と考える町が本年度から実施すべき移住定住に関する事前調査等の取り組みについて、具体的に検討できているか。	5
⑩	地域理解等	大熊町が置かれた特殊な状況を十分理解した上で、その特殊性や厳しさを逆手に取るような発想力を有しているか。	5
合計点			(50)

【評価方法】

評価項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の総合点数

1 1 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

特定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合点数が次点であった提案者と協議する。

1.2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町役場 生活支援課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7456

メールアドレス seikatushien@town.okuma.fukushima.jp (生活支援課宛)